

い財第767号
令和2年10月2日

各課等の長 様

いすみ市長 太田 洋

令和3年度予算編成方針について(通知)

いすみ市財務規則第10条の規定により、令和3年度予算編成方針
を別添のとおり定めたので通知する。

令和3年度 予算編成方針

1. 国の経済情勢と予算の動向

現在、日本経済は、本年3月以降急速に拡大した新型コロナウイルス感染症により、これまで経験したことのない歴史的な危機に直面し、極めて厳しい状況となっている。

感染拡大による製造業やサービス業を中心とした景気の減退は甚大であり、その影響は、雇用情勢にも広がり、企業は、感染拡大防止のため、休業を余儀なくされているなかで、懸命に雇用を守っている状況にある。

政府では、これまで、経済対策として令和2年度第一次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び第二次補正予算により、経済を支える施策に取り組み、また、感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げているが、感染リスクがゼロにならない限り、直ちに経済状況が持ち直しをすることは、極めて厳しく、経済の下支えを行いながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくこととしている。

このような中、9月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。景気の先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とあり、先行き不透明の状況は続いている。

政府の当面の経済財政運営は、休業者や離職者をはじめとした国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、国内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を考慮しながら、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用を含め、臨機応変に対応することとしている。

また、一方では、感染症の下でデジタル化の活用をはじめとした新たな生活様式やビジネスが動き出していることをふまえ、質の高い経済社会の実現を目指すため、政府全体のデジタル・ガバメントの加速化や行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成等を集中的に取り組むとしている。

国の令和3年度予算は、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、今後策定予定の「令和3年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うとしており、今後、国の動向に注視していく必要がある。

2. 地方財政の状況

地方経済についても、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は大きく、千葉県発表の8月の千葉県内月例経済報告では、個別判断のうち個人消費については、「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛の影響により厳しい状況にあるものの持ち直しの動きがみられる。」とされるが、雇用については、「悪化している。」と判断され、総合判断としては、「千葉県経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により厳しい状況にあるものの持ち直しの動きがみられる。」と報告された。8月の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ると、新規感染者が過去最多となるなど徐々に県内各地に拡大していることから、予断の許さない状況に変わりはなく、今後の経済状況については、十分注視していく必要がある。

今後は、自主財源である市税の減収が見込まれ、今まで以上に、地方交付税や国庫支出金等の依存財源に頼った財政運営となることが予想されることから、国の地方財政対策の動向に注視しながら、限られた財源を有効活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている地域経済や住民

生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応、「新たな生活様式」を踏まえた地域経済の活性化を図り、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが重要となっている。

3. いすみ市の財政状況

平成30年度決算、令和元年度決算及び令和2年度予算の状況

(単位：千円)

歳入		H30決算	R1決算	R2予算	
				当初	9月現計
依存財源	地方交付税	5,944,665	6,153,267	5,231,000	5,810,353
	譲与税、交付金	1,090,331	1,142,919	1,115,410	1,121,750
	国・県支出金	2,928,833	2,629,247	2,559,186	7,307,957
	市債	1,785,600	1,539,900	1,320,800	1,319,600
	小計	11,749,429	11,465,333	10,226,396	15,559,660
自主財源	市税	3,817,685	3,819,606	3,806,392	3,806,392
	分担金・負担金	123,851	148,427	138,057	138,844
	使用料・手数料	374,480	334,141	295,833	295,833
	繰入金	909,787	576,414	867,180	692,753
	繰越金	693,592	580,343	250,000	313,067
	財産収入、寄附金、諸収入	541,248	858,493	638,142	646,749
	小計	6,460,643	6,317,424	5,995,604	5,893,638
合計		18,210,072	17,782,757	16,222,000	21,453,298
うち一般財源		10,847,125	11,110,445	10,148,102	10,733,795

(単位：千円)

歳出		H30決算	R1決算	R2予算	
				当初	9月現計
義務的経費	人件費	2,996,029	2,993,501	3,619,089	3,644,916
	扶助費	2,325,264	2,384,245	2,353,203	2,417,120
	公債費	1,853,649	1,854,137	1,841,814	1,841,814
	小計	7,174,942	7,231,883	7,814,106	7,903,850
消費的経費	物件費	2,595,438	2,743,045	2,484,501	2,946,794
	維持補修費	32,650	31,768	13,056	14,543
	補助費等	2,760,115	2,571,985	2,671,736	7,105,764
	繰出金	1,718,164	1,691,838	1,624,902	1,624,565
	投資、出資、貸付金、積立金	160,554	422,365	275,268	284,608
	小計	7,266,921	7,461,001	7,069,463	11,976,274
投資的経費	普通建設(補助)	1,268,059	483,179	964,858	991,729
	普通建設(単独)	1,516,458	1,395,645	373,563	532,712
	災害復旧費	43,349	119,026	10	48,733
	小計	2,827,866	1,997,850	1,338,431	1,573,174
合計		17,269,729	16,690,734	16,222,000	21,453,298

4. 予算編成の基本方針

いすみ市の現在の状況は、新型コロナウイルス感染症拡大により、各種事業が中止や延期となるなど、これまで取り組んできた地域創生事業や市民生活、地域経済に大きな影響が出てきている。

このようななか、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を積極的に編成し、市民生活、事業者、医療機関、医療従事者の下支えを進めてきたが、今だ終息の兆しが見えず、長期化することが想定される。

今後は、人口減少や少子高齢化、合併特例措置の終了に加え、自然災害への備え、コロナ禍における「新しい生活様式」を模索するなど、厳しい状況に直面することから、事務事業の抜本的な見直しなど、今まで以上に行財政改革に取り組まなければならない。

令和3年度の予算編成においては、『幸せ・安心・笑顔あふれるまち いすみ』を掲げた「いすみ市第2次総合計画」及びその「前期基本計画」を前提に、「第2期いすみ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や5年間延長される「新市建設計画」に基づき、その実現のため、事業の重点化を図りながら、継続的に地方創生の推進をしていく。

合併特例措置の終了やコロナ禍における市税の減収などにより、例年以上に限られた予算のなかで、健全財政を堅持しつつ、市民の安全・安心を最優先として、このコロナ禍における「新しい生活様式」を確立させ、市民生活、地域医療、雇用、教育を守りながら、地域経済の速やかな回復とコロナ後の社会を見据えての各種施策の取組みを重視して、予算編成をするために次のことを基本方針とする。

令和3年度の予算編成の基本的な考え方

- (1) 当初予算は、通年型予算として編成することとし、年間を通して予測される全ての収入・支出を見込み計上すること。
- (2) 国や県の交付金、補助金等を最大限活用すること。また、受益者負担の適正化についても十分検討し、歳入確保を図ること。
- (3) 国の施策の動向に注視し、コロナ後の時代に遅れないよう先取りした施策を検討すること。
- (4) 全ての事務事業について、コロナ禍における社会状況の変化を念頭に、存在意義を根底から問い、効果や期間、行政の責任範囲などについて厳しく洗い直し、スクラップ・アンド・ビルドを前提に、経常化する経費の抑制を行いつつ、整理合理化を積極的に進めるとともに、事業の重点化に努めること。
- (5) 国・県・市・各種団体・市民との役割分担を考慮し、相互の財政秩序の明確化を図りつつ、市として財政関与する必要性、優先順位等を精査すること。
特に広域行政については、将来負担を考えつつ事業のあり方、推進を図ること。
- (6) 議会や監査から指摘された事項や行政区からの要望等に対し、可能な限り対処すること。

5. 個別的事項

(1) 歳入

(ア) 市税

市税は歳入の大宗をなすものであることから、税制改正や新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の影響等を見極め、確実な見込額を計上すること。引き続き自主財源の確保及び負担の公平性の観点から、滞納処分等を進めるとともに、課税客体の的確な捕捉及び徴収率の向上に努めること。市税の徴収率については千葉県下で54市町村中48位と低いことから更なる徴収率向上に努めること。

(イ) 分担金及び負担金

条例・規則等に基づき、確実な見込額を計上すること。受益者負担の適正化に努め、的確に積算すること。

(ウ) 使用料及び手数料

条例・規則等に基づき、確実な見込額を計上すること。近隣自治体との比較を行い単価の見直しを検討し、利用者負担の適正化を図ること。

(エ) 国・県支出金

国や県の子算編成の動向や制度の改廃情報などを的確に把握するとともに、事業内容や効果等を精査し、事業の選択に努めること。真に必要な事務事業について、確実な見込額を計上すること。

(オ) 市債

後年の財政負担を考慮し、適債性のある事業について合併特例債や交付税措置のある有利な起債のみを活用すること。事業選択にあたり事前に財政課と協議すること。

(カ) その他の収入

積極的な歳入確保を図ることとし、過去の実績や現状を的確に把握し、適正な見込額を計上すること。新たな財源確保策を模索し、できる限り歳入確保に努めるとともに、施設利用率の向上、収納率改善など積極的かつ具体的な増収策を検討すること。

(2) 歳出

(ア) 人件費

職員給与等については、総務課において算定を行うこと。時間外勤務手当については、事務改善や人事配置の適正化に努め要求すること。また、時差出勤等の制度を有効に活用すること。

なお、非常勤特別職、会計年度任用職員に対する報酬等については、総務課と協議のうえ、計上すること。また、会計年度任用職員は、必要最小限の雇用とすること。

(イ) 扶助費

受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、社会的実情に合わないもの、効果の乏しいもの等については整理、縮減を図り、適切な年間所要額を見積り、補正ありきの要求としないこと。

(ウ) 物件費

経常経費削減のため、引き続き徹底した効率化をすすめること。

旅費、食糧費については必要最小限を算定すること。

委託料については、事業効果・経済効果等を十分検討し、安易に業者委託することがないようにするとともに、既存の契約内容を再度検証し精査すること。

保守契約については、経常的な固定経費となってしまうので、再度、必要なかどうかを含め契約内容を点検、精査すること。

消耗品費、光熱水費、燃料費等については、引き続き節約に努め、年間所要額を算定すること。積算単価等については、財政課から追って指示するものである。

(エ) 補助費等

補助金については、行政評価の結果や監査委員からの指摘等を真摯に受け止め、「**補助金に関する基本指針**」【電子書庫⇒総務課⇒行政改革室の中にあり】に則り、既得権益化することのないようすべての補助金について、必要性や効果を再検証したうえで要求を行うこと。また積極的に補助金の削減、廃止を行うこと。

負担金及び交付金は、運営補助、協議会負担金等についても必要性や負担額の見直しを行うこと。脱退しても差し支えない協議会等からは脱退し、負担金等の縮減に努めること。法令に基づくもの以外は、県・夷隅郡市の負担金審議会により決定した額を計上すること。

(オ) 投資的経費

予算編成の基本方針における重点施策に資する事業を優先とし、後年度の管理体制や財政負担についても慎重に検討を行うこと。市の基本計画との整合性に留意し、事業費の積算に当たっては、過不足を生じないように適正に要求するとともに、国・県補助金の採択についても十分調査、検討を行うこと。特に用地等が伴う事業においては確実な見通しを得たうえで計上すること。

(カ) その他の経費

イベントや行事については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、廃止を含めた整理統合や隔年実施の再検討のほか、構成団体の負担区分についても検討すること。

(3) 特別会計

一般会計に準じて予算編成するものであるが、独立採算を原則とし市民負担の適正化を念頭におきながら、一般会計から安易に基準外の繰入をすることのないよう、事業運営方法などを抜本的に見直し、収入の積極的な確保と徹底した経費の効率化により収支の改善を図ること。

令和3年度当初予算要求について

当初予算要求については、財務会計システム（予算編成システム）により入力し、関係資料のみを財政課に提出すること。（予算要求書の提出は不要）

1. 入力作業

予算要求の入力は、10月5日（月）から11月5日（木）までの期間内に行うこと。（土曜、日曜日でも入力可能）

2. 科目新設・訂正、事業名称管理

科目を新設・訂正する必要がある場合（摘要レベルを含め、前年に無いものは全て新設・訂正が必要）は、別紙「科目新設届」を財政課に提出すること。（科目新設届の様式は、電子書庫・財政課に掲載済）

事業名を変更する場合は、財政課と必ず協議すること。

3. 歳出予算要求入力の留意点

（1）予算の積算単価が決められているものは、単価入力の方法により予算要求すること。

（2）入力画面の「根拠/名称」欄には、積算根拠の他、事業概要、計上理由、補助事業名、財源内訳、その他参考となることを入力すること。

・特に新規事業については、より詳細に入力すること。

・新規事業を入力する時には、根拠欄の1行目に【新規】と明示し、継続事業は、【継続】と明示すること。

（3）歳入予算要求入力時に財源充当を行うので、歳出を先に入力すること。

4. 歳入予算要求入力の留意点

（1）特定財源のうち充当先が決まっているものは、必ず財源充当を行うこと。

（2）「根拠/名称」欄は、詳細に入力すること。

5. 提出書類

(1) 各課の主な事業調書 (各課必ず提出)

『全庁共有』→『財政課』→『予算編成』→『R3当初予算』→『主な事業調書』フォルダ内に保存すること。

(2) 施設の整備計画書または改修計画書 (事業費 300 万円以上)

(3) 継続費設定書、債務負担行為設定書、繰越明許費設定書 (該当ある場合)

(4) 要求の根拠となった見積書の写しを各課取りまとめのうえ、1部必ず提出すること。 (要求締切日までに提出)

見積書等の提出にあたり右上に款・項・目・事業・節・摘要を記入の上、科目順に整理し、提出すること。

【例】 歳入 01-03-01-04-024 歳出 02-05-01-02-07-006

6. 財政課長査定について

(1) 11月27日(金)から予定し、会場、日程等は後日連絡するので、都合の悪い日がある場合は、予算要求締め切り日までに、財政班まで連絡すること。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、査定の出席者は、6級職以上の役職とする。

(2) スムーズな査定を行うため、事務事業を実施しなければならない理由、新市建設計画や補助事業等との関連、過去からの経緯等について説明できるよう準備すること。

(3) 施設の新設または改修等については、現況(写真)、用途、面積、構造、事業内容、金額、図面等を記載した計画書を提出すること。(様式任意)

7. 編成日程（予定）

予算編成事務の日程は、次のとおり予定する。

10月2日	(金)	予算編成会議
10月5日	(月)	当初予算要求入力開始
		↓
11月5日	(木)	当初予算要求入力締切り（午後5時：期限厳守のこと） 関係資料提出期限
11月27日	(金)	～財政課長査定
1月上旬		予算(案)調整
1月18日、19日		市長査定（政策経費の調整等） 予算(案)最終調整
2月中旬		当初予算(案)県ヒアリング 議会内示会 予算プレス発表
2月下旬		議案調整
3月上旬		議会定例会